

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公開番号】特開2008-217000(P2008-217000A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2008-26829(P2008-26829)

【国際特許分類】

G 02 B 7/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 7/04 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月31日(2011.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ズームレンズと、第1の枠体と、前記第1の枠体に対して相対的に移動可能な第2の枠体とを備え、入射した光を集光して被写体像を形成可能であるレンズ鏡筒を有する撮像装置であって、

第1の枠体に形成され、少なくとも第1の領域及び第2の領域を有するカム溝と、

前記第2の枠体に形成され、少なくとも第1の領域及び第2の領域において前記カム溝に移動可能に挿入されたカムフォロアとを備え、

前記カム溝は、少なくとも第1の領域及び第2の領域を含む複数の領域を備え、前記第1の領域と前記第2の領域では前記カム溝の溝幅は異なり、

前記カムフォロアは、複数の外径を有する形状で形成され、前記第1の領域と前記第2の領域とでは異なる部位で前記カム溝の内側面に接触し、

前記カムフォロアが前記カム溝の第2の領域に沿って移動しているときは、前記ズームレンズが移動可能である一方、前記カムフォロアが前記カム溝の第1の領域に沿って移動しているときは、前記ズームレンズが移動できない状態であり、

前記第1の領域のカム溝の側面の傾斜角は、前記第2の領域のカム溝の側面の傾斜角に比べて大きい、移動体駆動機構。

【請求項2】

前記カムフォロワは、

前記第2の枠体側から頂部に向かって外径が小さくなる突起形状であり、

縦断面における側面は、破断箇所に応じて傾斜角を異ならせた、請求項1に記載の移動体駆動機構。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の移動体駆動機構は、ズームレンズと、第1の枠体と、前記第1の枠体に対して相対的に移動可能な第2の枠体とを備え、入射した光を集光して被写体像を形成可能であ

るレンズ鏡筒を有する撮像装置であって、第1の枠体に形成され、少なくとも第1の領域及び第2の領域を有するカム溝と、前記第2の枠体に形成され、少なくとも第1の領域及び第2の領域において前記カム溝に移動可能に挿入されたカムフォロアとを備え、前記カム溝は、少なくとも第1の領域及び第2の領域を含む複数の領域を備え、前記第1の領域と前記第2の領域では前記カム溝の溝幅は異なり、前記カムフォロアは、複数の外径を有する形状で形成され、前記第1の領域と前記第2の領域とでは異なる部位で前記カム溝の内側面に接触し、前記カムフォロアが前記カム溝の第2の領域に沿って移動しているときは、前記ズームレンズが移動可能である一方、前記カムフォロアが前記カム溝の第1の領域に沿って移動しているときは、前記ズームレンズが移動できない状態であり、前記第1の領域のカム溝の側面の傾斜角は、前記第2の領域のカム溝の側面の傾斜角に比べて大きいものである。